

有田市高齢者の医療費助成条例施行規則

(受給資格基準)

第1条 有田市高齢者の医療費助成条例（昭和46年条例第24号）第2条に定める受給資格基準に該当する者は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないとき。
- (2) 本人及びその者と同一の世帯に属する者（以下これらを「世帯員」という。）が市町村民税を課されていないとき。
- (3) 世帯員の前年の収入金額の合計額が100万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては、100万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき40万円を加算した金額）を超えないとき。
- (4) 本人の金融資産が350万円を超えないとき、かつ、世帯員の金融資産の合計額が350万円に世帯員の数を乗じて得た額を超えないとき。
- (5) 世帯員が活用できる資産を有していないとき。
- (6) 本人が、その者と同一の世帯に属する者以外の者から扶養を受けていないとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別な事情により、当該本人（同項第1号に該当しない者を除く。）が自己負担医療費を負担することが困難であると市長が特に認めるときは、当該本人を受給資格者とすることができる。

- (1) 本人又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計中心者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 生計中心者の収入が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

(受給資格登録申請書)

第2条 条例第5条の登録申請書の様式は別記様式第1号とする。

(受給資格証)

第3条 条例第6条の受給資格証の様式は別記様式第2号とする。

2 受給資格証の有効期間は、毎年8月1日（年の途中で受給資格を取得した者にあっては、受給資格証の発行の日）から翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする。

(助成の申請書等)

第4条 条例第8条第1項の医療費助成金交付申請書の様式は、別記様式第3号とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 受給資格証

(2) 医療機関の発行する領収証又は領収通知書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 条例第8条第2項の通知は別記様式第4号の通知書により行う。

(届出事項等)

第5条 条例第9条の届出は別記様式第5号の変更届出書によるものとし、受給資格証を添付しなければならない。

(受給資格証の再交付申請)

第6条 受給資格証を破損又は亡失したときは、別記様式第6号の再交付申請書により申請しなければならない。

(受給資格証の返還)

第7条 受給資格者が資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

付 則

1 この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定の適用については、昭和47年に限り「毎年4月1日」とあるは「昭和47年1月1日」と読み替える。

付 則 (昭和49年3月30日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年1月31日規則第1号)

改正

平成14年7月2日規則第12号

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。ただし、改正後の有田市高齢者の医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則 (昭和58年12月27日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年10月21日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

付 則 (平成12年3月28日規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年7月2日規則第12号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月24日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年12月28日規則第27号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式 (略)